



福岡医発第1337号(地)

平成25年8月27日

各医師会長 殿

福岡県医師会

会長 松田 峻一良

(公印省略)

「職場の健康診断実施強化月間」の実施に関する協力依頼について

今般、標記の件につきまして、日本医師会並びに福岡労働局より周知・協力依頼が参りましたのでご連絡申し上げます。

平成25年6月14日に閣議決定された「日本再興戦略」において、『国民の「健康寿命」の延伸』が戦略市場創造プランのテーマの一つとして掲げられております。また、国民の健康寿命の延伸を図り、社会保障制度を持続可能なものとするためには、特定健康診査やがん検診などの各健診制度による生活習慣病などをはじめとした疾病の予防や早期発見を図ることが重要であり、「日本再興戦略」のロードマップでは「健診受診率の向上」が目標として掲げられております。

厚生労働省では、その達成のために、本年9月の健康増進普及月間に、健診受診率の向上などに向けた『健康づくり大キャンペーン』を開始されることとなり、その一環として、労働安全衛生法に基づく事業者による健康診断及び事後措置の実施を改めて徹底するために、本年度においては全国労働衛生週間準備期間に合わせて、9月を「職場の健康診断実施強化月間」（以下「強化月間」という）と位置付け、集中的・重点的な指導等が行われることとなりました。

本年度の全国労働衛生週間における強化月間の取組みにつきましては、別紙のとおり実施されることとなっておりますので、貴会におかれましても本趣旨をご理解いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

産業保健担当理事 白石恒明
会長 蒲池 壽

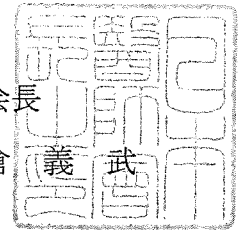
日医発第498号(地Ⅱ95)

平成25年8月22日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

横 倉



「職場の健康診断実施強化月間」の実施に関する
協力依頼について

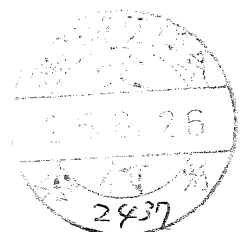
時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

この度、厚生労働省労働基準局安全衛生部長より、「職場の健康診断実施強化月間」の実施について、別添のとおり、本職あてに周知・協力依頼がありました。

平成25年6月14日に閣議決定された「日本再興戦略」において、『国民の「健康寿命」の延伸』が戦略市場創造プランのテーマの一つとして掲げられました。国民の健康寿命の延伸を図り、社会保障制度を持続可能なものとするためには、特定健康診査やがん検診などの各健診制度による生活習慣病などをはじめとした疾病の予防や早期発見を図ることが重要であり、「日本再興戦略」のロードマップでは「健診受診率の向上」が目標として掲げられました。

今般、厚生労働省では、その達成のために、本年9月の健康増進普及月間に、健診受診率の向上などに向けた『健康づくり大キャンペーン』を開始することになり、その一環として、労働安全衛生法に基づく事業者による健康診断及び事後措置の実施を改めて徹底するために、本年度においては全国労働衛生週間準備期間に合わせて、9月を「職場の健康診断実施強化月間」（以下「強化月間」という）と位置付け、集中的・重点的な指導等を行うこととなりました。

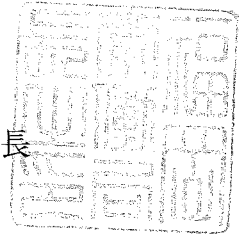
本年度の全国労働衛生週間における強化月間の取組みは、別添のとおり実施されますので、趣旨をご理解の上、周知方につきまして貴職のご高配を賜われますようお願い申し上げます。



福岡労発基第 813-1 号
平成 25 年 8 月 22 日

(公益社団法人)
福岡県医師会 会長 殿

福岡労働局長



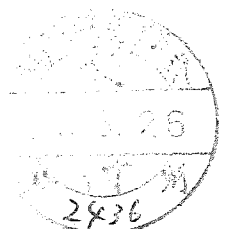
「職場の健康診断実施強化月間」の実施に関する協力依頼について

厚生労働行政の推進につきましては、平素より格段の御配慮を賜り、厚くお礼申し上げます。

政府が平成 25 年 6 月 14 日に閣議決定された「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」においては、戦略市場創造プランのテーマの一つとして、『国民の「健康寿命」の延伸』が掲げられています。国民の健康寿命の延伸を図ることで、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現し、結果として社会保障制度を持続可能なものとするためには、特定健康診査やがん検診等の各種健診制度による生活習慣病等をはじめとした疾病の予防・早期発見を図ること等が重要であり、「日本再興戦略」のロードマップにおいても、「健診受診率の向上」が目標として掲げられました。今般、その達成のため、厚生労働省では、本年 9 月の健康増進普及月間に、健診受診率の向上等に向けた『健康づくり大キャンペーン』を開始することにしました。

その一環として、労働安全衛生法に基づく事業者による健康診断及び事後措置の実施を改めて徹底するため、本年度においては全国労働衛生週間準備期間に合わせて、9 月を「職場の健康診断実施強化月間」（以下「強化月間」という。）と位置づけ、集中的・重点的な指導等を行うことにしました。

本年度の全国労働衛生週間の実施については、別紙、「平成 25 年度（第 64 回）全国労働衛生週間実施要綱」によりますが、特に強化月間の取り組みは、別添のとおり実施しますので、趣旨を御理解の上、事業場の健康診断と健康診断実施後の事後措置が適切に行われるよう、関係機関等を通じた事業場に対する周知啓発について、特段の御配慮をお願いいたします。





基安発0809第4号
平成25年8月9日

公益社団法人日本医師会長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長
(公印省略)

「職場の健康診断実施強化月間」の実施に関する協力依頼について

厚生労働行政の推進につきましては、平素より格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

政府が平成25年6月14日に閣議決定した「日本再興戦略」では、戦略市場創造プランのテーマの一つとして、『国民の「健康寿命」の延伸』を掲げています。国民の健康寿命の延伸を図ることで、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現し、結果として社会保障制度を持続可能なものとするためには、特定健康診査やがん検診などの各種健診制度による生活習慣病などをはじめとした疾病の予防・早期発見を図ることなどが重要であり、「日本再興戦略」のロードマップでは「健診受診率の向上」を目標として掲げました。

今般、その達成のため、厚生労働省では、本年9月の健康増進普及月間に、健診受診率の向上などに向けた『健康づくり大キャンペーン』を開始することになりました。

その一環として、労働安全衛生法に基づく事業者による健康診断及び事後措置の実施を改めて徹底するため、本年度においては全国労働衛生週間準備期間に合わせて、9月を「職場の健康診断実施強化月間」（以下「強化月間」といいます。）と位置づけ、集中的・重点的な指導等を行うことにしました。

本年度の全国労働衛生週間の実施については、平成25年7月29日付け厚生労働省発基安0729第40号「平成25年度（第64回）全国労働衛生週間の実施について」によりお知らせしましたが、特に強化月間の取組は、別添のとおり実施しますので、趣旨を御理解の上、事業場の健康診断と健康診断実施後の事後措置が適切に行われるよう、関係機関等を通じた事業場に対する周知啓発について、特段の御配慮をお願いいたします。

基安発0809第3号
平成25年8月9日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長
(公印省略)

「職場の健康診断実施強化月間」の実施について

平成25年6月14日に閣議決定された「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」においては、戦略市場創造プランのテーマの一つとして、『国民の「健康寿命」の延伸』が掲げられている。国民の健康寿命の延伸を図ることで、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現し、結果として社会保障制度を持続可能なものとするためには、特定健康診査やがん検診等の各種健診制度による生活習慣病等をはじめとした疾病の予防・早期発見を図ること等が重要であり、「日本再興戦略」のロードマップにおいても、「健診受診率の向上」が目標として掲げられている。その達成のため、厚生労働省では、本年9月の健康増進普及月間に、健診受診率の向上等に向けた『健康づくり大キャンペーン』を開始することとした。

その一環として、労働安全衛生法に基づく事業者による健康診断及び事後措置の実施を改めて徹底するため、本年度においては全国労働衛生週間準備期間に合わせて、9月を「職場の健康診断実施強化月間」（以下「強化月間」という。）と位置づけ、集中的・重点的な指導等を行うこととした。

本年度の全国労働衛生週間の実施については、平成25年7月29日付け基発0729第29号「平成25年度（第64回）全国労働衛生週間の実施について」により示されているところであるが、特に強化月間の取組については、下記により推進されたい。

なお、別添のとおり、関係団体あて通知しているので了知されたい。

記

1 事業場に対する集団指導、個別指導等について

(1) 対象事業場

ア 強化月間中に実施を予定している安全衛生関係に係る全ての集団指導の対象事業場

イ 強化月間中に実施を予定している全ての個別指導の対象事業場

(2) 指導等の重点事項

指導等に当たっては、以下の事項を重点的に行うこと。

- ア 健康診断の実施徹底
- イ 健康診断実施後の事後措置の徹底
- ウ 小規模事業場に対する地域産業保健事業の周知と活用の促進
- エ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）に基づく事業者から医療保険者への健康診断結果の情報提供に関する義務の周知

(3) 指導等を実施する上での留意点

- ア 安全分野に限った内容を予定としていたものも含め、安全衛生に係る全ての集団指導、個別指導等を対象とすること。

指導等の対象事業場の選定に当たっては、小規模事業場の定期健康診断実施率が低いという統計調査結果があることを考慮すること。

- イ (2) のア及びイの事項を指導する際には、各事業場における健康診断及び事後措置等の実施状況を確認し、必要な指導を行うこと。

- ウ (2) のウについては、地域産業保健事業において、産業医選任義務のない小規模事業場を対象として、健康診断結果に基づく医師からの意見聴取、脳・心臓疾患のリスクが高い労働者に対する保健指導等の支援を行っていることから、小規模事業場への指導等の際は、必要に応じて、地域産業保健事業の活用の勧奨等も行うこと。

- エ (2) のエについては、平成 24 年 5 月 9 日付け基発 0509 第 7 号「特定健康診査等の実施に関する再協力依頼について」に基づき、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査に関する記録の提供の義務について周知に努めること。

2 事業場に対する周知について

1 の取組みのほか、以下のように様々な機会を活用し、健康診断及び事後措置の実施に係る周知や指導等を行うこと。

- (1) 局署の窓口において、事業者の来訪等あらゆる機会を捉え、関係リーフレット等を活用し、周知を行うこと。
- (2) 地域産業保健事業において事業場に対する支援を行う際に、関係リーフレット等を活用して事業者に対する周知を行うよう、同事業の受託者に協力を求めるなどの連携に努めること。
- (3) 労働災害防止団体や、労使関係団体及び自治体等に協力を要請し、事業者等への周知啓発を推進すること。